

横浜市立並木第四小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月31日
横浜市立並木第四小学校
(令和5年4月1日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義 いじめ防止対策基本法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。

並木第四小学校では、互いを認め合い、誰もが安心して生活できる環境をつくり、温かい人関係の中で自己実現を目指させたい。保護者・地域・他機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組む。また、児童がいじめを受けていると思われたときは、適切かつ迅速、組織的に対応する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」の構成 校長、副校長、当該学年担任、児童支援専任、養護教諭必要に応じて、心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー「SSW」）の参加を求める。

<他機関等との連携> 南部学校教育事務所、金沢警察署、金沢区役所福祉保健センター、金沢区役所こども家庭支援課、南部児童相談所、南部療育センター、医療機関

(2) 委員会の運営

- ① 「学校いじめ防止対策委員会」を月に一回以上定期的に開催し、組織的に取り組むこと。また、いじめを認知した場合は、直ちに開催する。
- ② 学校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定し、いじめに関する情報の収集や記録、会議録の作成・保管をし、進捗の管理を行う。
- ③ 委員会は、いじめに関する情報の収集を行い、対応に関する役割分担する等の中核となる。また重大事態が起こった場合は、委員会が中核となって調査を行うこと。
- ④ 指導部と連携し、いじめ防止に向けた年間計画の作成や、PDCA サイクルでの検証を行うこと。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

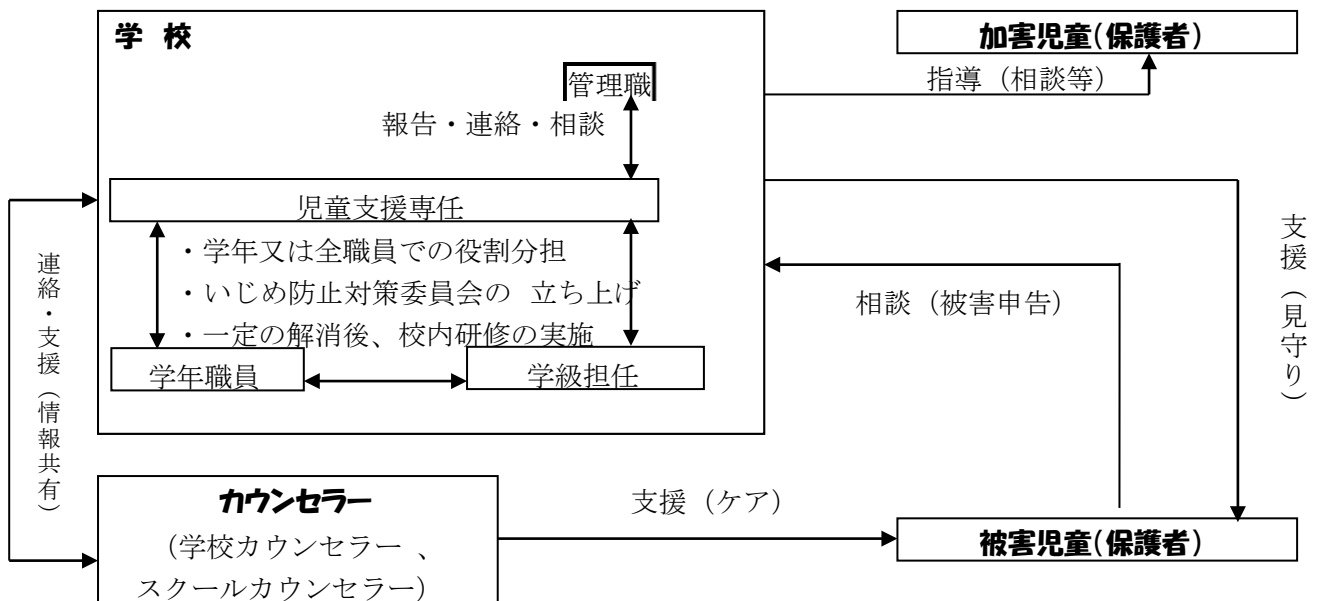
- ① 未然防止ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
イ 「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知する役割

② 早期発見・事案対処

- ア いじめの相談・通報の窓口としての役割
- イ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ウ いじめ(「疑い」を含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- エ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

③ 取組の検証ア 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

- イ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ウ 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む)



3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

○規律を守る児童を育てる

- ・ 規律ある学級づくり

授業の準備は休み時間または前の授業が終わったらすませておく、当番活動は責任をもって行う、他者を傷つける言動はしない、廊下は歩いて静かに移動するなど、規律を守り規範意識を醸成させる学級づくりを全校で取り組む。

- ・ ルールを守る児童の育成

「社会で許されないことは学校でも許されない。」「自分がされて嫌なことは人にはしない。」ことを、学校と家庭が歩調を合わせ児童に指導する。

○学力保障

- ・分かる授業づくり

どの児童にもわかるような板書や体験的活動を工夫したり、教材の研究をしたりする。児童がつまずきやすいポイントを把握し、そのつまずきを取り除く手だてを講じる。

○人権教育の充実・自己有用感の育成

- ・日々の授業や行事を、すべての児童が参加し活躍できるよう工夫し、自己有用感、自尊感情を育てる。
- ・児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付き、互いに関わり合いながらよりよい人間関係を築き、「他人の役にたっている」「他人から認められている」といった自己有用感を得られるようにする。

○Y-P アセスメント、社会的スキル横浜プログラムの実施

- ・Y-P アセスメントの結果を学年研、ブロック研で話し合い、学級の実態、児童の実態を多方面から把握する。
- ・友人関係、集団づくり、社会性の育成を図るため、年に2回 Y-P アセスメントを行う。その結果をもとに、児童に身に付けさせたいスキルを子どもの社会的スキル横浜プログラム等から選んで行う。

○研修・研究の充実

- ・校内研修・校内研究、金沢ブロック研修会、区・市の研究会を通し、児童が分かる授業の方法や、自己有用感・人権感覚を育てる方法を研究する。

<金沢ブロックの取組>

「部落差別をはじめとしてあらゆる人権差別をなくしていくための人権・同和教育の推進」
～一人一人の自尊感情を育む授業づくり～

- ・自分が認められている、大切にされていると感じることができる子は、他者も大切にでき認めることができる。

○児童主体の取り組み（並木第四小学校「四大柱」）

- ・既にある並四「四大柱」の一つを人権（いじめ）に関するものとし、ふれあい人権委員会、代表委員会を通して定め、児童主体の取り組みを進める。

○道徳教育、縦割り活動の充実

（2）いじめの早期発見

いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、必ず「いじめ防止対策委員会」が中核となって判断や対応を行う。

○いじめアンケートの実施

- ・教師の見えないところでのいじめを発見するために有効と考え、年2回実施する。学校づくりアンケートの結果と合わせ、その学級に関わっている教職員と見取りを行う。気になることがある場合は、全職員に発信し、情報交換を行う。

○児童の小さな変化に気付く

- ・朝の会、授業中、清掃中、帰りの会などで、児童一人ひとりの表情を見て、いつもと違う様子に気付くことができる教師の目を育てる。クラス全員の児童に一日一回は声をかける。
 - ・養護教諭との情報交換をする。けがや体、心の不調等を養護教諭に聞く。
 - ・保護者に家庭での様子を聞く。持ち物の様子やいつもと違った言動はないか等を聞き、指導に役立てる。
 - ・登下校や休み時間の様子を見る。友達との関係はうまくいっているか、ひとりで寂しそうにしているか等を観察する。
 - ・グループづくり、席替えの時、周りの児童の様子を観察する。

○キッズ、見守り隊、地域の方々、まちとともに歩む学校懇話会等からの情報収集

- ・教師が見えにくい状況や場面からの情報も進んで得るよう心がける。

(3) いじめに対する措置

対応の流れ（5W1H：いつ、どこで、誰が、何を、どのように）を記録し、職員がいつでも共有できるようにする。

○初期対応

- ・「いじめ防止対策委員会」を直ちに編成し、事実把握と指導の方針等を検討する。
- ・「いじめ防止対策委員会」の役割分担を明確にする。（情報収集、記録、保護者対応等）
- ・二次的なトラブルを防止するための対応を徹底する。
 - 1) 被害児童からの迅速で丁寧な聞き取りと心のケア。
 - 2) 被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害児童への聞き取り及び指導。
 - 3) 被害児童の保護者への説明及び意向の確認。
 - 4) 被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明及び指導の依頼。

○中・長期的な対応

- ・複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用）、報告会、全体研修会の実施。
 - ・児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり。
 - ・いじめを許さない児童間の風土づくり。

(4) いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、次の2点の要件が満たされている必要がある。
- ・保護者とも連絡を取り合い「いじめ防止対策委員会」で解消を確認する。

① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

年度初めに、横浜市立並木第四小学校いじめ防止基本方針に関する研修を行い、全職員がいじめを許さないとした毅然とした態度を身に付けられるようにする。

- ・児童理解研修の推進
 - ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実（教職員向け手引きの活用）
 - ・計画的な研修の実施

(6) 学校運営協議会の活用

いじめを防止する、いじめは許さないという思いを、地域や保護者とともに考えるとともに、いじめ防止基本方針をよりよく改善するため、また、いじめ問題などを地域、保護者等と共有して対応するために、学校運営協議会等を活用する。

(7) 取組の年間計画(下記以外に、月に一回定期開催)

- 4月 いじめ防止対策委員会、いじめに関する職員研修、
- 5月 第1回Y-Pアセスメント実施
横浜こども会議中学校ブロック話合い（4月～8月、代表児童）
- 8月 横浜こども会議参加（代表児童）、いじめ防止対策委員会、いじめに関する職員研修
- 9月 横浜こども会議報告（朝会：代表児童）、人権研修
- 10月 第2回Y-Pアセスメント実施
- 11月 いじめアンケート実施（全市いじめ解決一斉キャンペーン）
- 12月 いじめアンケート集約、第2回いじめアンケート総括、いじめに関する職員研修、
校内人権週間
- 3月 年間反省

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号にある「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、
○児童が自殺を企画した場合、 ○身体に重大な傷害を負った場合、
○金品等に重大な被害を被った場合、○精神性の疾患を発症した場合、を指す。
- ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号にある「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースは十分把握する。

(2) 発生への報告

- ・ 重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会南部教育事務所に報告する。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点に置いた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。
- ・ いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて「並木第四小学校学校いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、措置を講じ、改訂の際は、改めて公表する。